まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと

令和８年度　フリーマーケット出店者募集要項

1. 目的

来園者に多様なサービスを提供し、お客様が１日を通して、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎとで快適に過ごせる環境をつくるため、フリーマーケット出店者を募集し、施設の利便性・魅力向上と賑わい創出を図ることを目的とする。

2. 募集概要

（１） 出店場所

所在地	出店場所及び出店可能台数	
まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽 823 番地 2	エントランス	7 区画
	エントランス階段下	2 区画
	イベント広場	23 区画

・１区画の大きさ（約３m×約３m）

・区画図は、別紙第１・別紙第２　参照

（２） 販売禁止品目、行為等

・食品及び飲食物、知的財産等権を侵害する物品（コピー商品等）や公序良俗に反するもの（アダルト商品・盗品等）の販売。

・危険を伴いかねない玩具、対象年齢の記載があるものの販売。

・宝石、ブランド物等の高額商品並びにこれらの品に準じたものの販売。

・許認可が必要な物品等（例　医薬品、たばこ、酒類）の販売。

・当日会場内で購入したものの販売。

・クジによる景品交換やギャンブル性のある販売方法。

・政治、宗教、企業等の宣伝活動。

・勧誘、呼び込み販売行為。

・本人不在の場所取り行為。

・発電機の使用。

・決められた区画外での販売又はそれに準ずる行為。

・会場内での飲酒。

・指定された場所以外での喫煙。

・毒物、劇物、爆発物、危険物等の持ち込みは厳禁。

・その他、管理者がフリーマーケットにふさわしくないと判断したものの販売や行為。

（３） 営業可能日

まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎとの「休業日」又は「施設占用日」以外

※休業日は、毎週水曜日（祝祭日を除く）及び年末年始

※都合により臨時休業する場合あり

（４） 営業可能時間　等　※時間厳守

入園・車両移動可能時間（エントランス階段下のみ）	午前８時から午前８時３０分まで
営　業　可　能　時　間	午前９時から午後４時３０分まで
退園・車両移動可能時間（エントランス階段下のみ）	午後４時から午後５時まで
完　　全　　撤　　収	午後５時まで

（５） 出店料

	区画数	通常期		夏期（７・８月）		冬期（１・２月）	
		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
エントランス	7 区画	1,000 円	3,000 円	500 円	2,000 円	500 円	2,000 円
エントランス階段下	2 区画	500 円	2,500 円		1,500 円		1,500 円
イベント広場日向	17 区画		1,500 円		500 円		1,000 円
イベント広場日陰	6 区画		1,500 円		1,000 円		1,000 円
水道利用料		500 円					

※夏期料金期間は７月・８月、また、冬期料金期間は１月・２月とし、気温に関わらず上記の料金を適用する。

※出店者の都合による出店の休止、中止及び営業時間の短縮について、出店料の軽減・返金は行わない。

※基本的に出店料の返金はしないが、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が、天候（雨天、荒天等）及び自然災害（地震等）により、出店の休止、中止がやむを得ないと判断した場合においては、出店料を返金する場合がある。また、１１時前の雨や強風による天候の急変による出店料の軽減については、協議の上決定する。

3. 出店者の資格要件

本事業の目的に賛同し、下記要件を全て満たす者。

（１）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

（３）反社会的又は公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりがないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成１１年 法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続き開始の決定を受けている法人等を除く。）でないこと。

（５）国税及び地方税を滞納していないこと。

4. 申請（申込）方法

（１） 提出書類

①　フリーマーケット出店者登録申込書（様式第１）　　１部

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがある。

※記載内容に変更が生じた場合、すみやかに変更の上、提出すること。

（２） 提出先

※提出の際は、必ず事前連絡をすること。

【まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者】

有限会社アグリパークゆめすぎと　管理事務室窓口

住　　所：〒345-0014　杉戸町大字才羽 823 番地 2

電話番号：0480-38-4189（代表）

【受付時間】

午前９時から午後４時まで

※休業日：毎週水曜日（祝祭日を除く）及び年末年始

（３） その他

・出店者登録申込書等を提出した者には、出店内容についてヒアリングを行う場合がある。

・出店に関する質問は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者に文書（電子メール pikaru@vesta.ocn.ne.jp、FAX0480-38-4192、持参）で提出すること。
なお、電子メール、FAX で提出した場合には、必ずその旨をまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者へ連絡すること。

・出店者登録申込書等の提出書類に記載された個人情報は、本事業の利用目的以外には使用しない。

・出店者登録申込書等の提出書類に記載された個人情報を当該目的以外で利用する場合には、出店者に事前許可を受けたうえで利用する。

・出店者登録申込書等の提出書類に記載された個人情報が、本事業の利用目的に照らして不要となった場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が速やか且つ適正に廃棄する。

5. 出店登録の手続き

（1） 登録方法

「2. 募集概要」及び「3. 出店者の資格要件」を満たす者からの出店者登録申請を受け、提出書類の内容を精査した上で適当と認めた出店者に「フリーマーケット出店者登録証」を発行する。なお、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が発行する「フリーマーケット出店者登録証」をもって出店事業者登録が成立したものとする。

（2） フリーマーケット出店者登録証の交付

出店者は、フリーマーケット出店者登録証発行手数料として 800 円（税込）を支払い、フリーマーケット出店者登録証の交付を受けるものとする。

（3） フリーマーケット出店者登録証の提示

出店者は、園内への入園から退園まで**必ずフリーマーケット出店者登録証を首から下げ、いつでも提示できるようにすること。**

（4） 出店停止の措置

お客様より出店者へのクレームが発生した場合や、出店者同士のトラブルが発生した場合には、内容に応じて、一定期間の出店停止、または、下記「（5）出店者登録の取り消し」の措置をとる場合がある。

（5） 出店者登録の取消し

虚偽の申請や本募集要項を守らない、又は違反が発覚した場合、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者は出店者登録を取り消すことができる。

6. 出店予約

（1） 予約方法

１営業日前の１７時までに、電話（0480-38-4189（代表））または管理事務室窓口にて予約を受付ける。

※留守番電話・電子メール・ＦＡＸ等では不可。

・出店は１事業者につき１日１区画までとする。
・場所により区画数が限られているため、満席後はキャンセル待ちを受付ける。
・翌月の予約は、前月の２５日午前９時から予約受付を開始する。（２５日が定休日の場合は、翌営業日）

（２） 予約日数の上限

＜土日祝日＞

１ヶ月中に最大２日まで（予約日当日に出店料支払終了後、次の１日の予約可能）

＜平日＞

日数上限なし

（３） キャンセル方法

電話（0480-38-4189（代表））または管理事務室窓口にて受付ける。

※留守番電話・電子メール・ＦＡＸ等では不可。

＜自己都合の場合＞

・予約日２営業日前の午後５時まで：無料

・予約日２営業日前の午後５時すぎ：出店料の 100%

＜当日の荒天（雨、雪、強風、猛暑等）や、杉戸町が荒天予報の場合＞

・当日の午前９時３０分まで：無料

・当日の午前９時３０分すぎ：出店料の 100%

※当日の判断で予約のキャンセルを希望する登録者は、平日、土日祝、天候に問わず９時３０分までにアグリパークゆめすぎとに連絡をすること。

※無断キャンセルをした場合、キャンセル料の支払いが完了するまで、当該登録出店者からの新たな出店予約は受付けない。また、無断キャンセル日以降の出店予約日については、その出店予約を取り消すこととする。

7. 出店当日の流れ

（１） 出店場所の決定（当日抽選）

＜土日祝日＞時間/午前８時　場所/イベント広場　　集合

＜平　　日＞時間/午前８時　場所/管理事務室窓口　集合

・予約受付順に抽選し、出店区画場所を選択後、管理者が決定する。

・予約なしでも、空きがあれば出店可能だが、出店場所の決定は予約者の後とする。

※抽選後に、希望した出店場所でない等の理由での当日のキャンセルは不可とする。

（２） 出店料の支払い

出店場所決定後に、現金による出店料の支払いを行う。

8. 注意事項等

（１） 出店時の注意事項

・出店にあたっては、必ずまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の指示に従うこと。
・申請時に提出する出店者登録申込書に記載した出店内容で実施すること。
・園内の指定された場所以外での営業は禁止とする。
・園内の備品は使用しないこと。
・レジ設備はないため、各自で売上管理をすること。
・音響設備の持ち込みは禁止であり、出店中はＢＧＭ等を使用しないこと。
・出店日当日に、雨天等でやむを得ず出店の休止又は中止する場合、及び営業時間を短縮（３時間以上短縮）する場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者へ申し出ること。
・複数日数の継続出店であっても、来園者のいたずらや事故防止のため、車両や備品を置き去りにすることは禁止とする。必ず午後５時までには完全撤収すること。
・出店者は、設営撤去時に必ず安全を確保し、事故等には十分留意すること。
・出店区画内に案内板等を設置する場合、出店者は風で飛散・転倒することがないよう、確実に固定し、出店区画をはみ出すような展示装飾は行わないこと。
・案内板等は必ず出店区画内に収めること。
・販売する商品の名称、価格が来園者から一目でわかるように、POP（キャッチコピーや商品の説明）等の表示を行うこと。なお、価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示方法を厳守すること。
・電気機械器具を販売する場合は、購入者に氏名及び連絡先を書面にて伝えること。
・区画内、区画外の火気の使用は禁止（火気を伴う飲食も含める）とする。
・契約区画外等に看板を置く行為や休憩スペースの確保は禁止とする。
・水を使用した商品を取り扱う際にアグリパークゆめすぎとの水を使用する場合は、出店料とは別に水道利用料の支払いを行う事。

（２） 車両移動の注意事項

・車両での搬入出経路については、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の指示に従うこと。
・商品の搬入・搬出は決められた場所で行い、車の駐車は管理者が指定した場所とし、違法駐車及び交通の妨げになる行為は行わない。
・園内を車両で移動する際は、来園者の通行を最優先とし、車両の走行時はハザードランプを点灯し、速度は５ｋｍ／ｈ　以下で走行すること。
・やむを得ず営業時間内の車両の移動等が必要な場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の許可を得ること。

（３） ごみの処理

・出店者は、発生したごみ等を持ち帰り、適切に処分すること。
・出店者は、出店区画及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで来園者が快適に過ごせるよう努めること。
・退園時は、出店区画の清掃のほか、園内の清掃に協力すること。

（4） 衛生管理等の対応

・新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に留意し、必要に応じて消毒液の設置等の感染防止対策を徹底すること。

（5） 園内設備の利用

・トイレは、園内設置の設備を利用可能とする。
・園内の水栓設備は、水の使用量を必要最低限とする。

（6） 運営事業への協力

・町又はまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が臨時的に実施する広報活動や事業（来園者へのアンケート配布回収や出店者へのアンケート提出等）があった際は、協力すること。

（7） 荒天等の対応

・強風や積雪時等の荒天が予想される場合や、自然災害（地震等）、その他不可抗力の要因により、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の判断で事前に出店中止を指示する場合がある。
・出店中に前述の荒天や自然災害が発生した場合について、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の判断で出店中止を指示する場合がある。
・天候や自然災害、その他不可抗力の要因により、出店者の物品等が汚損・破損した場合において、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者では一切その責任を負わない。

（8） その他の遵守事項

・騒音や振動、臭気の発生する行為は禁止とする。
・出店の許可内容とは関係のない広告等は行なわないこと。
・第三者への賃貸（サブリース）等は禁止とする。
・出店者及び出店関係者の車両を、正面駐車場へ駐車することは禁止とする。
・園内の施設や設備を汚損・破損した場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者と協議した上で必ず原状回復を行うこと。
・出店による事故や苦情等のトラブルは出店者の責任において、誠意をもって迅速に対応し、その内容をまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者に報告すること。
・出店による事故や苦情等のトラブルについて、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者は一切その責務を負わない。
・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
・その他不明な点については、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者と協議すること。
・**本募集要項は、随時更新等を行うため、条件等は最新のものを適用する。**

この要項は、令和８年４月２日から運用とする。

【まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者】

有限会社アグリパークゆめすぎと

住　　所：〒345-0014　杉戸町大字才羽 823 番地 2

電話番号：0480-38-4189（代表）／ＦＡＸ番号：0480-38-4192

受付時間：午前９時から午後４時まで

休 業 日：毎週水曜日（祝祭日を除く）及び年末年始